

国立大学法人群馬大学エネルギー管理規程

平成22. 11. 24 制定

改正 平成23. 4. 1 平成25. 4. 1
平成26. 4. 1 平成28. 4. 1
平成29. 5. 1 平成29. 12. 1
平成31. 4. 1 令和 2. 4. 1
令和 3. 4. 1 令和 5. 4. 1
令和 6. 4. 1 令和 7. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネルギー法」という。）に基づき、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）におけるエネルギー管理に関し必要な事項について定める。

(定 義)

第2条 この規程において「学部等」とは、事務局、共同教育学部（教育学研究科、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校を含む。以下同じ。）、情報学部（情報学研究科を含む。以下同じ。）、医学系研究科（医学部を含む。以下同じ。）、保健学研究科、理工学府（理工学部を含む。以下同じ。）、食健康科学研究科、生体調節研究所、総合情報メディアセンター、医学部附属病院、大学教育・学生支援機構、研究・産学連携推進機構、重粒子線医学推進機構、未来先端研究機構、数理データ科学教育研究センター、食健康科学教育研究センター及びダイバーシティ推進センターをいう。

2 この規程において、「エネルギー」とは、省エネルギー法第2条第1項に規定するものをいう。

3 この規程において、「エネルギー管理」とは、エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置を講ずることをいう。

4 この規程において、「荒牧ブロック」とは、事務局（伊香保団地及び北軽井沢団地を含む。）、共同教育学部、情報学部、食健康科学研究科（昭和及び桐生ブロックを除く。）、総合情報メディアセンター、大学教育・学生支援機構、研究・産学連携推進機構、数理データ科学教育研究センター、食健康科学教育研究センター及びダイバーシティ推進センター（昭和及び桐生ブロックを除く。）の管理統括部分をいう。

5 この規程において、「昭和ブロック」とは、医学系研究科、保健学研究科、食健康科学研究科（荒牧及び桐生ブロックを除く。）、生体調節研究所、医学部附属病院、重粒子線医学推進機構、未来先端研究機構（桐生ブロックを除く。）、及びダイバーシティ推進センター（荒牧及び桐生ブロックを除く。）及び下小出団地（研究者交流施設）の管理統括部分をいう。

6 この規程において、「桐生ブロック」とは、理工学府、食健康科学研究科（荒牧及び

昭和ブロックを除く。)、未来先端研究機構(昭和ブロックを除く。)、ダイバーシティ推進センター(荒牧及び昭和ブロックを除く。)、太田団地及び菱団地の管理統括部分をいう。

(行動計画及び管理標準の策定)

第3条 国立大学法人群馬大学施設・環境推進室(以下「推進室」という。)は、大学全体の省エネルギー行動計画(以下「行動計画」という。)及びエネルギー管理標準(以下「管理標準」という。)を作成するものとする。

(エネルギー管理統括者)

第4条 本学に、全学的な経営的視点から、本学におけるエネルギー管理を統括させるためエネルギー管理統括者を置き、理事(総務・財務担当)をもって充てる。

2 エネルギー管理統括者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) エネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関すること。

(2) エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造又は撤去に関すること。

(3) エネルギー管理員等に対する指導等実務の統制に関すること。

(4) 省エネルギー法に係る定期報告及び中長期計画等の作成事務に関すること。

(5) その他行動計画及び管理標準の実施に関すること。

(エネルギー管理企画推進者)

第5条 本学に、エネルギー管理企画推進者を置き、エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、学長が指名する。

2 エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理統括者を実務面から補佐する。

(ブロック統括エネルギー管理責任者)

第6条 荒牧ブロック、昭和ブロック及び桐生ブロックに、当該ブロックのエネルギー管理を統括させるためブロック統括エネルギー管理責任者を置き、次の者をもって充てる。

荒牧ブロック 施設運営部長

昭和ブロック 医学系研究科長

桐生ブロック 理工学府長

(エネルギー管理員)

第7条 前条に規定する各ブロックのエネルギー管理指定工場等においては、エネルギー管理のためエネルギー管理員を置き、エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、学長が指名する。

(学部等エネルギー管理推進者)

第8条 各学部等に、当該学部等におけるエネルギー管理を行わせるため、学部等エネルギー管理推進者を置き、学部長等をもって充てる。

(省エネルギー推進員)

第9条 各学部等に、学部等エネルギー管理推進者の行うエネルギー管理を実務的に補佐させるため、省エネルギー推進員を置く。

2 省エネルギー推進員は、当該学部等の教職員のうちから、学部長等が指名する。

(啓発活動)

第10条 エネルギー管理企画推進者は、学部等エネルギー管理推進者と協力して、教職員及び学生に対して、エネルギー管理に関し必要な啓発活動を行わなければならない。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、推進室の議を経て、学長が行う。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。